

# 平成30年度秋田支部保険料率について

第89回全国健康保険協会運営委員会（29年12月19日開催）において、平成30年度保険料率に係る議論について以下の通り整理された。

## 1. 平均保険料率

- 平成29年度保険料率に係る本委員会（平成28年12月6日開催）の議論の整理においては、法令上、黒字基調の場合の協会けんぽの保険料率の設定には裁量の幅があることから、財政の状況について、短期で考えるか中長期で考えるかは選択の問題であることが確認された。
- また、近年の協会けんぽの財政状況については、平成28年度決算において、被保険者数の大幅な増加や診療報酬のマイナス改定等の制度改正といった一時的要因により4,987億円の黒字決算となり、準備金残高は1兆8,086億円、保険給付費等の2.6か月分という状況になっている。
- 一方で、協会けんぽでは、一人あたり保険給付費の伸びが一人あたり標準報酬月額伸びを上回るという財政の赤字構造が依然として解消しておらず、団塊の世代が後期高齢者となっている2025年を見据えれば、今後高齢者医療費への拠出金が増大することも見込まれる。
- さらに、平均保険料率を維持した場合と平成30年度から引き下げた場合の今後の保険料率のシミュレーションが事務局から新たに示され、いずれの場合においても、長期的に見た場合の保険料率の上昇が見込まれ、平成30年度から保険料率を引き下げた場合には、より早い時期に保険料率を引き上げざるを得ない見込みが示された。

本委員会ではこのような現状を踏まえて議論を行い、以下のような意見があった。

## 【平均保険料率について】

- 今後も一人あたり保険給付費の伸びが一人あたり標準報酬月額伸びを上回る構造は変わらないと思われるとともに、また、高齢化に伴い高齢者医療への拠出金の増大も予測されるなか、特に2025年度以降に保険料率を大幅に上げざるをえない状況になるのではないかと懸念があることから、長期的スパンで保険財政を考えた方が良く、平均保険料率10%は維持すべき。
- 一度保険料率を引き下げ、数年後に保険料率を引き上げた場合、加入者・事業主が感じる負担感は非常に大きい。平均保険料率10%は、限界に近いものがある。
- 赤字の健康保険組合が500以上あり、保険料率10%以上の健康保険組合も増加する一方で、協会けんぽが保険料率を引き下げるとはバランスを欠く。
- 一度保険料率を引き下げても数年間は財政を維持できるようであれば、引き下げを行うべき。
- 中小企業の経営を考慮し、準備金が増加していく場合には、少しは保険料率を引き下げる気持ちが必要ではない。
- 5年先10年先の状況の変化は読みづらいので、引き下げられる時は引き下げ、状況に応じて引き上げるといった形でもよいのではないかと。

## 【保険料率を考えるに当たっての留意点について】

- 公的医療保険は単年度収支均衡が原則である一方、協会けんぽは国庫補助を受けていることから、その持続可能性や安定的運営を十分考慮する必要がある。
- 協会けんぽ発足前には、保険料率の引き下げにより国庫補助が減額されるという事態が起こっているため、保険料率の引き下げは慎重に考えなければならない。

## 2. 都道府県保険料率を考える上での激変緩和措置

平成30年度の激変緩和率は7.2/10に引き上げることで特段の異論はなかった。

## 3. 保険料率の変更時期

平成30年4月納付分から変更するという点について、特段の異論はなかった。

# 平成30年度の保険料率について 〈支部評議会における主な意見〉

## 意見の概要

### 1. 30年度の平均保険料率について

- |                         |      |
|-------------------------|------|
| ① 平均保険料率10%を維持するべきという支部 | 14支部 |
| ② ①と③の両方の意見のある支部        | 19支部 |
| ③ 引き下げるべきという支部          | 14支部 |

### 2. 30年度の激変緩和措置について

- |                                    |               |
|------------------------------------|---------------|
| ① 激変緩和措置を早期に解消するべきという支部            | 0支部           |
| ①と②の両方の意見のある支部                     | 1支部           |
| ② 激変緩和措置を計画的に解消するべきという支部           | 35支部          |
| ②と③の両方の意見のある支部                     | 0支部           |
| ③ 激変緩和措置の解消を可能な限り緩やかに<br>するべきという支部 | 8支部           |
| その他 (①と③に意見が分かれた支部)                | 1支部           |
|                                    | (「意見なし」等が2支部) |

### 3. 保険料率の変更時期について

- |                    |                |
|--------------------|----------------|
| 4月納付分からの改定が望ましい    | 45支部           |
| うち、その他の意見もある支部(再掲) | 4支部            |
|                    | (「意見なし」が2支部あり) |

### 4. その他

30支部

※第86回運営委員会(9/14)後に開催された47支部の評議会(10/4~11/6)の中で出された  
主な意見として支部から提出されたものを整理した。

# 平成30年度の保険料率について

## < 秋田支部評議会における意見内容（平成29年11月8日提出） >

### 意見の概要

#### 1. 30年度の平均保険料率について

- 準備金を取り崩して保険料率を下げてもらいたいと思う一方、景気回復は地方まで届いていないうえに今後の社会情勢が不透明といった不安要素が多数見られることから、中長期的視点で慎重に考えると10%維持もやむを得ない。
- 今後の人口予想から、高齢化がさらに進み、医療費の上昇も予断を許さない状況が続くと思われる。最低限保険料率10%を維持すべきと考える。
- 秋田県では従業員が2～3名の小規模事業所が大半であり、人手不足が深刻な状況にある。従業員確保のためには福利厚生充実と賃金引き上げを図らなければならず、事業主の負担は増す一方である。これらの背景を鑑みて、保険料率を下げられるときには下げるべきと考える。
- 10%を維持すべきと考える。

#### 2. 30年度の激変緩和措置について

- できるだけ緩やかに上げていただきたい。
- 法律上、激変緩和措置の解消期限の延長が可能ならば、延ばす方向で検討していただきたい。

#### 3. 保険料率の変更時期について

- 4月納付分からでよい。

#### 4. その他

- 過去の経験・実績等も大事ではあるが、バブル崩壊等の経験を現在の社会情勢に照らし合わせても議論にならない。企業の実態に即した中長期的見通しと対応が必要ではないだろうか。
- 今後も継続して、国に対して国庫補助率20%への引上げを訴えていただきたい。

（理事長）

今回の議論に当たり、先ほどの資料1（添付省略）にも記載のとおり、協会の保険料率の設定には裁量の幅があり、財政状況の期間をどのように考えるかは選択の問題ではあるが、より中長期の財政見通しも踏まえながらご議論いただくため、委員の皆様からのご提案に基づき、今回は今後の保険料率のシミュレーションを新たに提示させていただいた。

これを見ると、平均保険料率の10%を維持した場合であっても、中長期的には10%を上回るという大変厳しい結果となっている。このシミュレーションでは、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政の赤字構造が続いていくことや、団塊の世代が全て後期高齢者となっている2025年度以降も高齢者医療への拠出金が増大していくことが前提となっているが、医療費適正化等の保険者努力を尽くしてもなお、こうした前提は現実として直視せざるを得ない状況にあると考えている。

今回、運営委員や各支部の評議員の皆様からの意見では、平均保険料率10%維持と引下げの両方のご意見をいただいた。従来から平均保険料率10%が負担の限界であると訴えてきており、やはり中長期で見て、できる限りこの負担の限界水準を超えないようにすることを基本として考えていく必要がある。

また、協会けんぽは被用者保険のセーフティネットとしての役割が求められ、それを支えるために、厳しい国家財政の中でも多額の国庫補助が投入されていることも踏まえれば、加入者や事業主の皆様はもちろんのこと、広く国民にとって十分にご理解いただける保険料率とする必要があると考える。

以上を踏まえ、協会としては、<sup>①</sup> 平成30年度の保険料率については10%を維持したいと考える。

なお、<sup>②</sup> 激変緩和率については、平成31年度末とされた現行の解消期限を踏まえて計画的に解消していく観点から、平成30年度は10分の7.2として10分の1.4の引き上げを厚生労働省に要望し、<sup>③</sup> 保険料率の変更時期については、平成30年4月納付分からとしたいと考えている。

最後に、来年度以降の保険料率についての議論のあり方について、一言申し上げたい。これまで3年間、財政的に余裕があるという恵まれた、しかし同時に議論が難しい状況において、翌年度の保険料率の議論を行ってきたが、先ほども申し上げたとおり、医療費の伸びが保険料のベースとなる賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造や更なる人口高齢化に伴う拠出金の増大は、容易に変わるとは考えられず、このため収支見通しが大幅に変わるとも考えにくい。

保険料率をどれほどのタイムスパン、時間の幅で考えるかは保険者としての裁量の問題、選択の問題であるが、私どもとしては、やはり中期、5年ないし2025年問題と言われている以上、その辺りまで十分に視野に入れなければならないと考えている。3回目の議論を終えるに当たり、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたいと考えている。

# 平成30年度都道府県単位保険料率算定のポイント

- 平均保険料率は10%
- 激変緩和率は7.2/10
- 4月納付（3月賦課）分の保険料率から新たな保険料率に変更
- 平成30年度は、平成28年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す（黒字55百万円、率にして0.008%に相当）

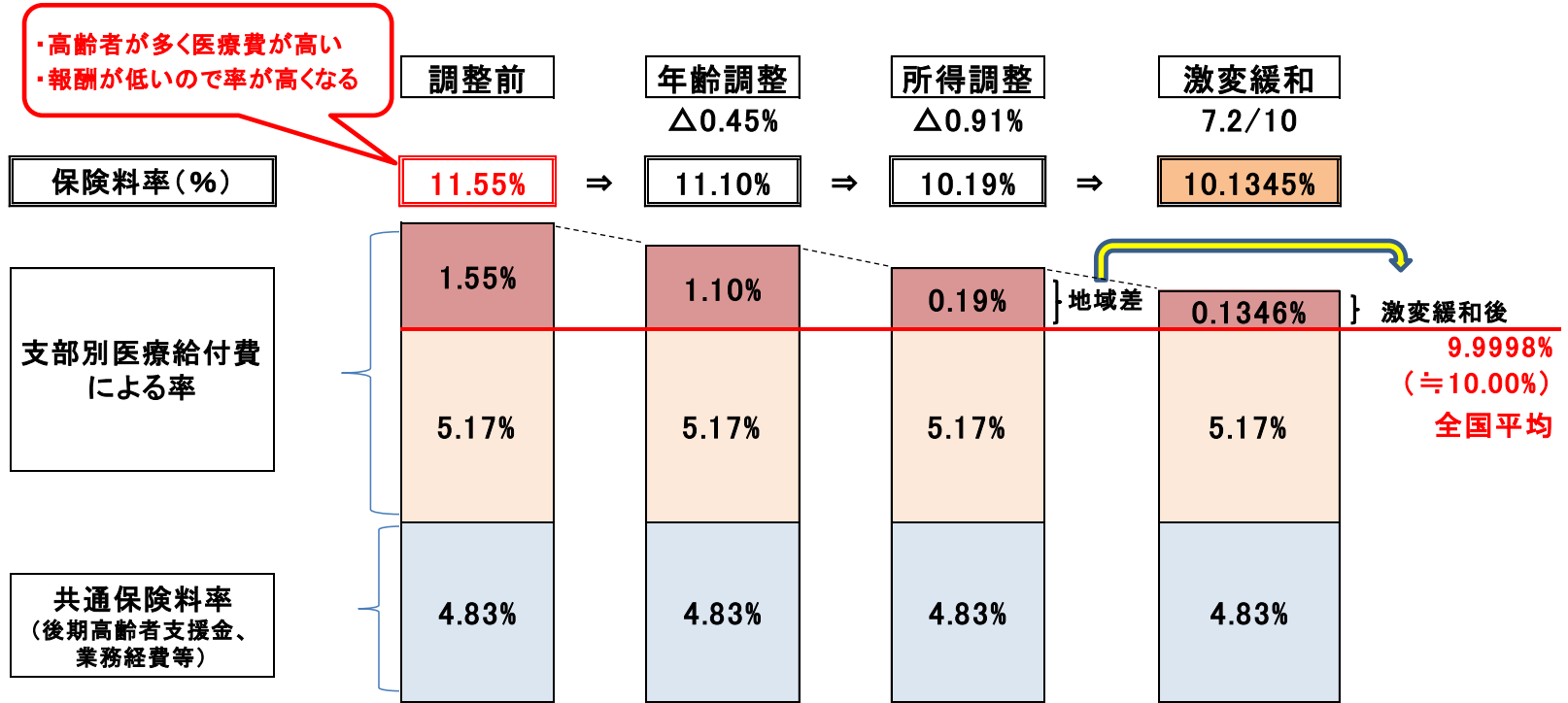
（参考）健康保険料率と激変緩和率の推移

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度～
全国健康保険料率 (%)	8.2	8.2	9.34	9.5	10.00								
秋田支部健康保険料率 (%)	8.2	8.21	9.37	9.54	10.02		10.06	10.11	10.16				
激変緩和率		1/10	1.5/10	2/10	2.5/10		3/10	4.4/10	5.8/10	7.2/10	8.6/10	10/10	

↑  
21年10月納付分から



# 平成30年度 秋田支部保険料率算定



## 《激変緩和措置》

地域差「0.19」を緩和する率=7.2/10

$$0.19 \times 7.2/10 = 0.1346 \quad 9.9998 (\approx 10.00\%) + 0.1346 = 10.1345$$

(激変緩和後の秋田支部保険料率)

## 《支部保険料率の決定》

10.1345に28年度決算時の精算分55百万円に相当する「-0.008」をプラスし、

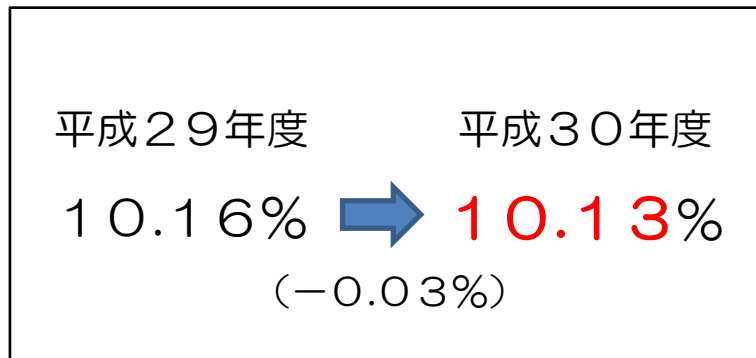
$$10.1345 - 0.008 = 10.1265\%$$

さらに、特別計上分2,191千円に相当する「0.0003」をプラスし小数点第3位を整理して、

$$10.1265 + 0.0003 = 10.1268\% \quad \Rightarrow \quad 10.13\%$$

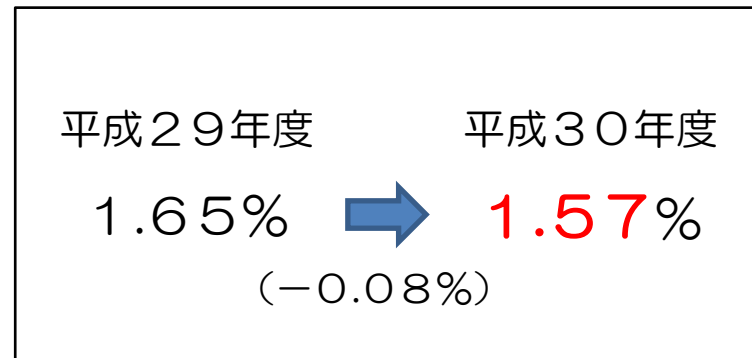
# 平成30年度 秋田支部保険料率の見通し

## 健康保険料率



平成30年度 都道府県単位保険料率算定のとおり

## 介護保険料率 (40~64歳)



介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

30年度は、29年度末に見込まれる剰余分(205億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.57%(4月納付分から変更)とする。

## 保険料額の減額分

※ (標準報酬月額240千円：秋田支部の平均標準報酬月額の場合)

健康保険料	
[月額]	
労使折半前	— 72円
折半額	— 36円

介護保険料 (40~64歳)	
[月額]	
労使折半前	— 192円
折半額	— 96円

平成30年度都道府県単位保険料率における  
保険料率別の支部数  
(暫定版)

保険料率 (%)	支部数
10.61	1
10.28	1
10.26	1
10.25	1
10.23	2
10.20	1
10.18	1
10.17	1
10.15	1
10.14	1
<b>10.13</b>	<b>3</b>
10.11	1
10.10	2
10.08	1
10.05	1
10.04	2
10.03	1
10.02	1
10.00	1
9.98	1
9.97	1
9.96	3
9.93	2
9.92	1
9.91	2
9.90	4
9.89	1
9.85	1
9.84	2
9.81	1
9.79	1
9.77	1
9.71	1
9.63	1

秋田支部

23

23

注 平均保険料率10.00%、激変緩和率10分の7.4として算定

平成30年度都道府県単位保険料率の  
平成28年度からの変化  
(暫定版)

平成29年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.14	+196	1
+0.10	+140	1
+0.09	+126	1
+0.08	+112	1
+0.07	+ 98	1
+0.05	+ 70	1
+0.04	+ 56	3
+0.03	+ 42	4
+0.02	+ 28	3
+0.01	+ 14	2
0.00	0	5
▲0.01	▲ 14	5
▲0.02	▲ 28	8
<b>▲0.03</b>	<b>▲ 42</b>	<b>2</b>
▲0.04	▲ 56	4
▲0.05	▲ 70	1
▲0.06	▲ 84	2
▲0.08	▲112	2

秋田支部

18

24

注1. 「+」は平成30年度保険料率が平成29年度保険料率よりも上がったことを示しており、「▲」は下がったことを示している。

2. 金額は、標準報酬月額28万円の者に係る保険料負担(月額：労使折半後)の増減である。

# 協会けんぽの収支見込（医療分）

（単位：億円）

		28年度	29年度	30年度	備考
		決算	直近見込 (29年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (29年12月)	
収入	保険料収入	84,142	88,115	91,424	24-29年度保険料率： 10.00% 30年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	11,897	11,343	11,846	
	その他	181	170	198	
	計	96,220	99,628	103,468	
支出	保険給付費	55,751	58,487	60,947	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">                     拠出金対前年度比                      ▲ 217                      + 1,182                      ▲ 661                      } + 965                 </div>
	老人保健拠出金	0	0	-	
	前期高齢者納付金	14,885	15,495	15,278	
	後期高齢者支援金	17,699	18,352	19,534	
	退職者給付拠出金	1,093	1,066	405	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	1,805	2,313	2,794	
	計	91,233	95,714	98,957	
単年度収支差		4,987	3,914	4,511	○30年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 30年度均衡保険料率： 9.50%
準備金残高		18,086	22,001	26,512	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

# 介護保険の平成30年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

30年度は、29年度末に見込まれる剰余分(205億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.57%(4月納付分から変更)とする。

※ 30年度政府予算案では、介護納付金は9,729億円と前年度比で129億円の減少の見込み。

(参考)

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額(協会が管掌する健康保険においては、その額から第153条第2項の規定による国庫補助額を控除した額)を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額} - \text{国庫補助額等}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.65%から30年4月以降に1.57%へ引き下げた場合の30年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

〔年額〕 3,386円 (69,853円 → 66,467円) の負担減

〔月額〕 282円 ( 5,821円 → 5,539円) の負担減

(注1) 標準報酬月額を313,805円、賞与月額を年1.491月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は30年度(12か月分)の影響額であり、「月額」については「年額」の影響を12で除したものである。

## 協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		28年度	29年度	30年度	備考
		決算	直近見込 (29年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (29年12月)	
収入	保険料収入	7,877	8,683	8,661	28年度保険料率： 1.58%
	国庫補助等	1,557	1,174	879	29年度保険料率： 1.65%
	その他	0	0	0	30年度保険料率： 1.57%
	計	9,434	9,856	9,540	納付金対前年度比
支出	介護納付金	9,503	9,858	9,729	⇒ ▲129
	その他	0	0	0	
	計	9,504	9,858	9,729	
単年度収支差		▲ 70	▲ 2	▲ 189	
準備金残高		207	205	17	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。